

学外学修ガイドライン

令和2年3月31日
令和2年8月7日改訂
危機対策本部会議

令和2年度の学外学修を伴う授業について、授業の設置目的上、遠隔授業の実施が困難であり、学外での学習が欠かせない授業である場合には、以下のとおり、感染予防を徹底することを条件として、授業運営を認めることといたしました。担当教員においては感染者発生リスクを最大限抑えて取り組んでいただくよう、よろしくお願いいたします。

1. 学外学修を行う場合には、次の点に留意して実施すること

- ① 活動時には、咳エチケット・手洗いを励行する
- ② 学外者と接する場合には、近距離での会話や大声での発声を控える
- ③ 換気の悪い密閉空間での打合せを避ける
- ④ 発熱、風邪症状のある人は参加しない
- ⑤ 学外から不特定多数の方を招いて実施するイベントは行わない
- ⑥ 国・自治体等において、緊急事態宣言や外出の自粛要請などが出された場合には、学生に学外活動を行わせない
- ⑦ コロナ対応に関して連携先・受入先と必要な協議を行い、①～⑥に関して担当教員が必要な判断を行う

2. 成績評価について

活動途中にやむをえず学外学修を終了する必要があるときは、遠隔手法による講義・レポート提出等も活用した授業内容に変更ください。（なお、成績評価方法に変更が生じた場合は、学生に説明するとともに、履修継続意思を確認ください。）

対象科目：

社会連携実践 a クラス（ビジネスラーニング：インターンシップ）
社会連携実践 b クラス（サービスラーニング：ボランティア）
社会連携実践 c クラス（プロジェクトラーニング：マジプロ）
グローバルインターンシップ
グローバルフィールドワーク
研究指導
その他学外学修を取り入れた授業科目